

競走実施業務

(海事局総務課)

1. 制度の概要

モーターボート競走の公正かつ円滑な実施を目的とする、競走実施業務（競走の審判、検査等の競技関係事務、選手、審判員、検査員等の登録、養成事務等）を行う、財団法人日本モーターボート競走会を指定。

2. 指定、登録等の基準

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）

（競走実施機関）

第三十二条 国土交通大臣は、モーターボート競走の公正かつ円滑な実施を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「競走実施業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、競走実施機関として指定することができる。

- 一 職員、競走実施業務の実施の方法その他の事項についての競走実施業務の実施に関する計画が、競走実施業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の競走実施業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、競走実施業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 競走実施業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて競走実施業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 第四十二条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者でないこと。
- 六 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
 - ロ この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

2～4 （略）

（業務）

第三十三条 競走実施機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 競技関係事務を行うこと。
- 二 選手、競走に使用するボート及びモーター、審判員並びに検査員の登録を行うこと。
- 三 選手の出場のあつせんを行うこと。

四 選手、審判員及び検査員の養成及び訓練を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、競走の公正かつ円滑な実施を図るため必要な業務

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人日本モーターボート競走会	H20. 2. 20	東京都港区三田3丁目12番12号 03-3454-5051	当該法人は、各競走会及び連合会が実施してきた業務を実施することを目的に H19. 11. 30 に設立が許可され、H20. 4. 1 以降これら業務を行う財団法人であり、同法に基づく指定基準に適合していると認められるため

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
なし	事務・事業について、料金を設けていない。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成21年3月31日現在）

見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

平成23年度までに実施予定